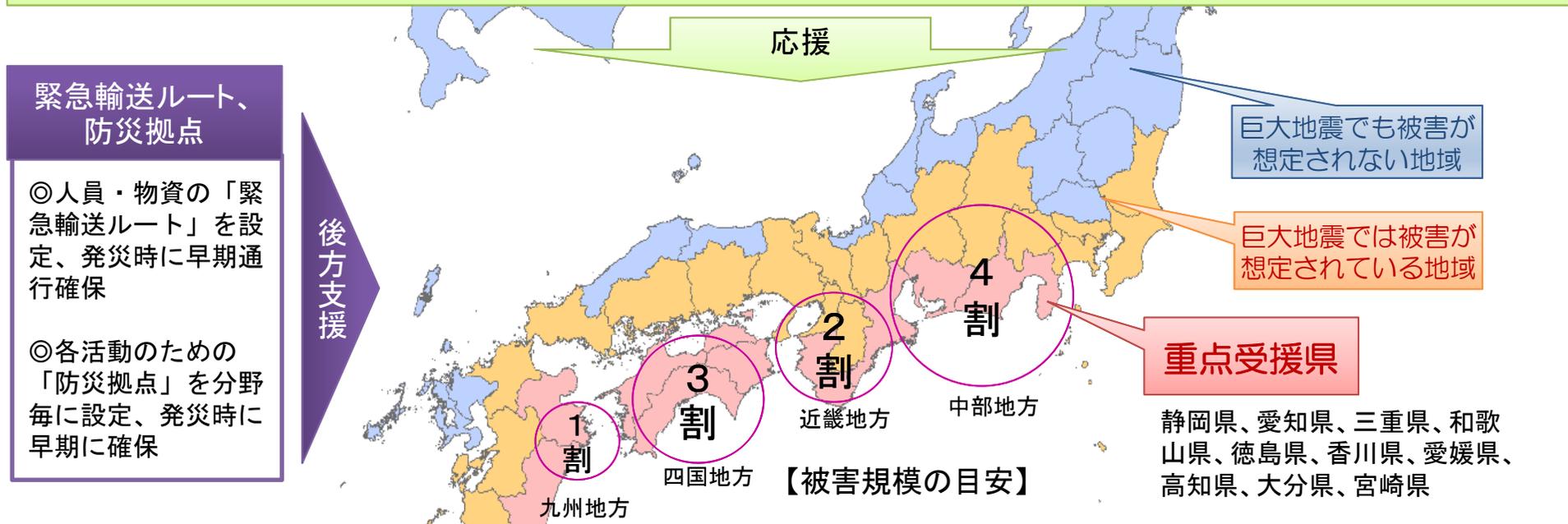


南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

救助・救急、消火等	医療	物資	燃料
◎重点受援県以外の37県の広域応援部隊の派遣(最大値) ・警察 : 1.6万人 ・消防 : 1.7万人 ・自衛隊 : 11万人 等 ◎航空機620機、船舶470隻	◎DMAT(登録数1,323チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送	◎発災後4~7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送 ・水 : 応急給水46万m ³ ・食料 : 7200万食 ・毛布 : 600万枚 ・おむつ : 480万枚 ・簡易トイレ等 : 5400万回 等	◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保 ◎緊急輸送ルート上の中核SS等への重点継続供給 ◎拠点病院等の重要施設への要請に基づく優先供給

国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)



具体計画のポイント

- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例:24hで広域移動ルートを確保、広域応援部隊が順次到着、等)
- ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化

具体計画の位置づけ

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第4条に規定する「**南海トラフ地震防災対策推進基本計画**」に基づき、南海トラフ地震の発生時の**災害応急対策活動の具体的な内容**を定める計画
- 科学的に想定し得る最大規模の津波・地震（南海トラフ巨大地震）を想定して策定するもの。これよりも**被害規模が小さい場合においても柔軟に対処**できるよう、今後検討。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（抜粋 具体計画関連）（平成26年3月28日中央防災会議決定）

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

- 南海トラフ地震が発生した場合、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく直ちに行動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより、被害を最小化することが何よりも重要である。
- このため、国は、南海トラフ巨大地震を想定し、これに対処するための災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画（以下「具体計画」という。）をあらかじめ作成し、これに基づき、国と地方公共団体等が一体的に的確な災害応急対策を実施するものとする。この具体計画は、実際の災害が事前の被害想定と異なる場合にも応用可能な柔軟性を持った計画とするものとする。

第4節 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保

- 国は、発災直後に直ちに活動を開始できるよう、それぞれの応援部隊について、被害想定に基づく派遣規模その他の部隊の活動に関する事項を具体計画に定めておくものとする。
- また、国は、あらかじめ、全国からの救助・救急等に当たる部隊を被災地域に迅速に展開することを目的とする緊急輸送ルートを設定し、具体計画に定めるとともに、緊急輸送ルートを確保するための道路、港湾、航路、空港等の総合的な啓開や緊急排水に関する具体的な行動計画を定めておくものとする。

第6節 膨大な傷病者等への医療活動

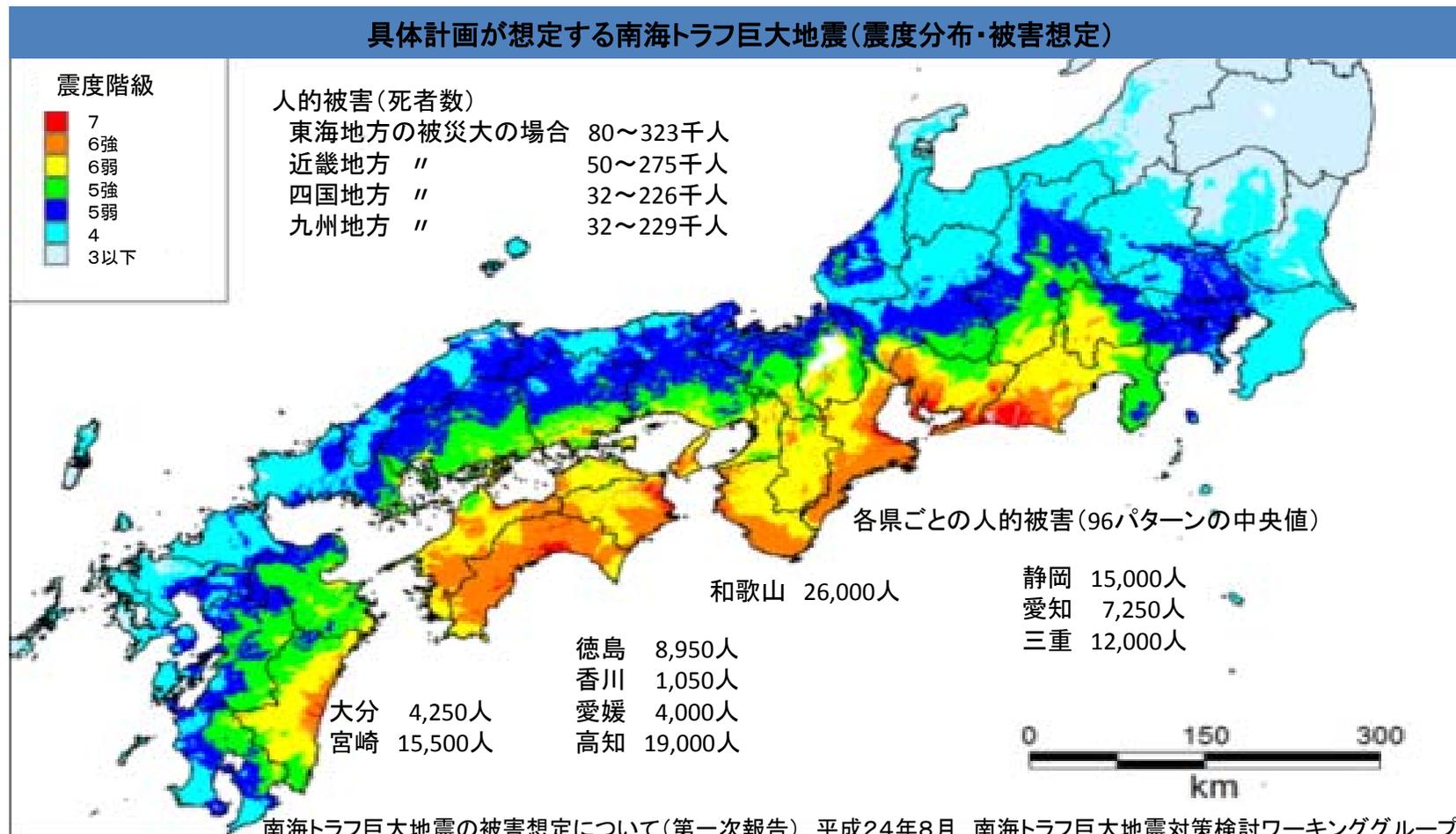
- 国は、発災後直ちに活動を開始できるよう、被害想定に基づき、緊急時の医療活動に関する計画を具体計画に定めておくものとする。

第7節 物資の絶対的な不足への対応

- 国は、発災後直ちに物資の調達・供給が行えるよう、国及び地方公共団体による救援物資の調達・供給に関する体制の構築とルール
の明確化を図るとともに、被害想定に基づき、飲料水、食料、生活必需品等の物資について、調達主体、調達量、供給先広域物資拠点等を具体計画に定めておくものとする。

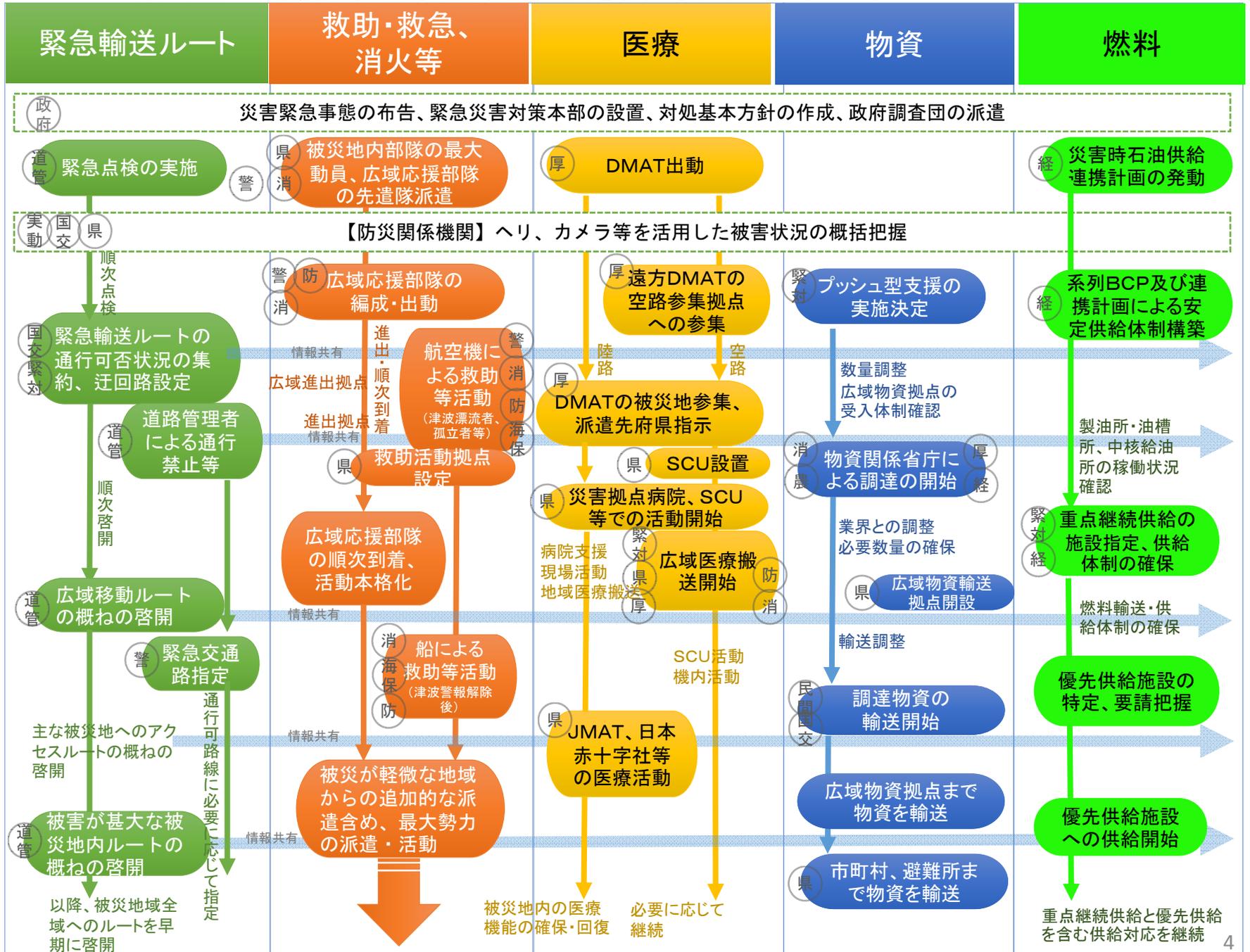
具体計画の目的

- (1) 発災後、国、地方公共団体等の各防災関係機関が**被害の全容の把握を待つことなく具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始**し、応急対策活動を円滑かつ迅速に実施すること
- (2) **被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、我が国が保有する人的・物的資源を重点的かつ迅速に投入**すること



南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)

想定時間
(※発災時間により変化することに留意)



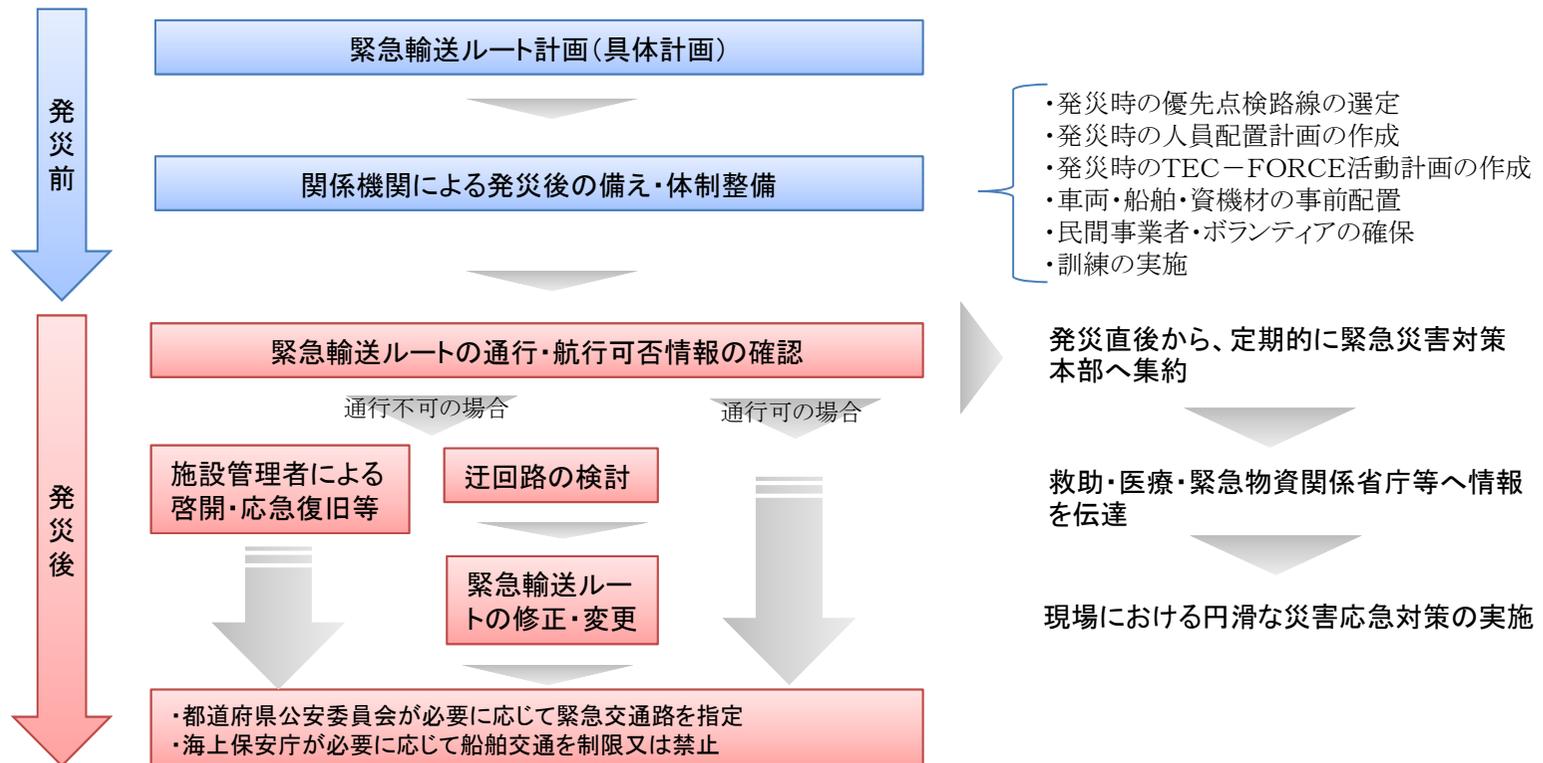
上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

趣旨・概要

○緊急輸送ルート計画は、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、**あらかじめ、通行を確保すべき道路を定めるもの。**

○これにより、発災後、緊急輸送ルートの通行を最優先に確保するため、**通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、都道府県警察による交通規制（緊急交通路の指定等）のオペレーションを一体的かつ効率的に実施**

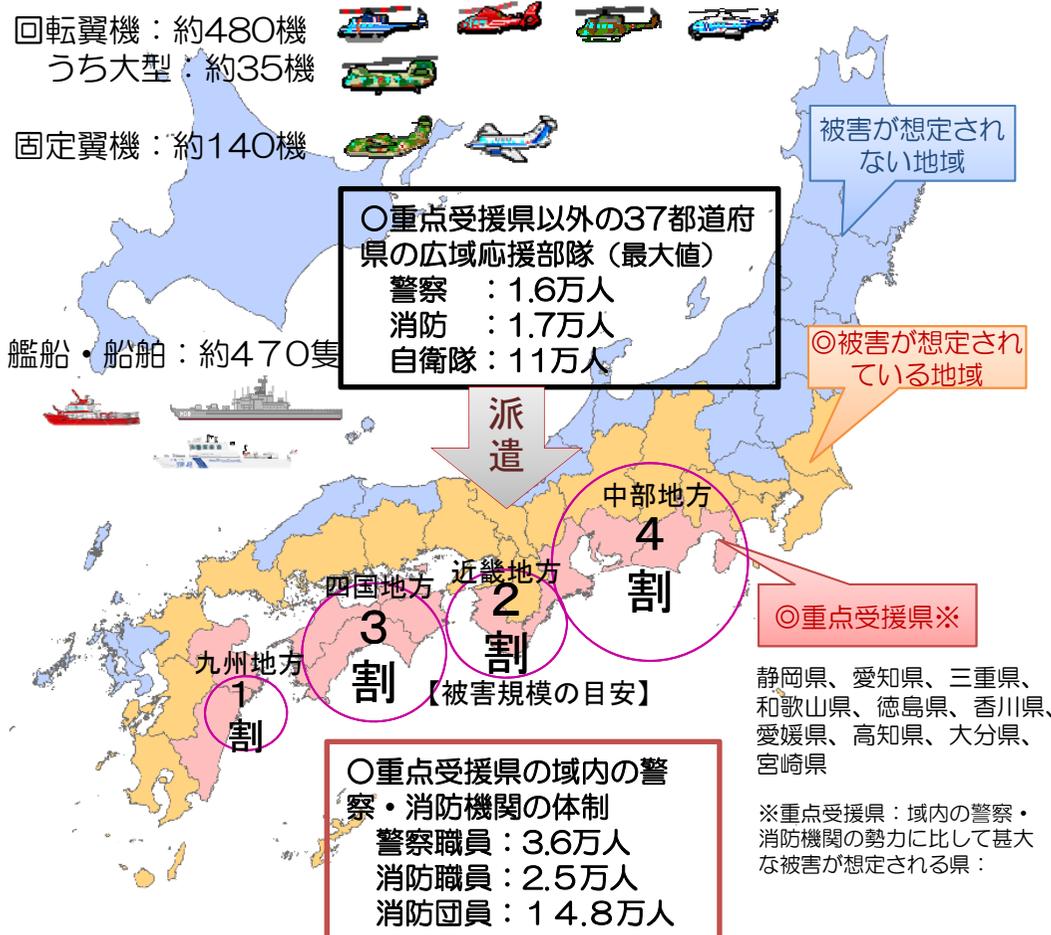
【緊急輸送ルート計画と発災後の対応のフロー】



趣旨・概要

○南海トラフ地震による甚大な被害に対して、**発災直後から、被災府県内の警察・消防は最大限の動員**にするとともに、被害が甚大な地域に対して、**全国から最大勢力の警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣部隊**(以下「広域応援部隊」という。)を**可能な限り早く的確に投入**するための初動期における派遣方針と具体的な手順等を定めるもの。

【広域応援部隊の派遣・進出・活動手順のポイント】



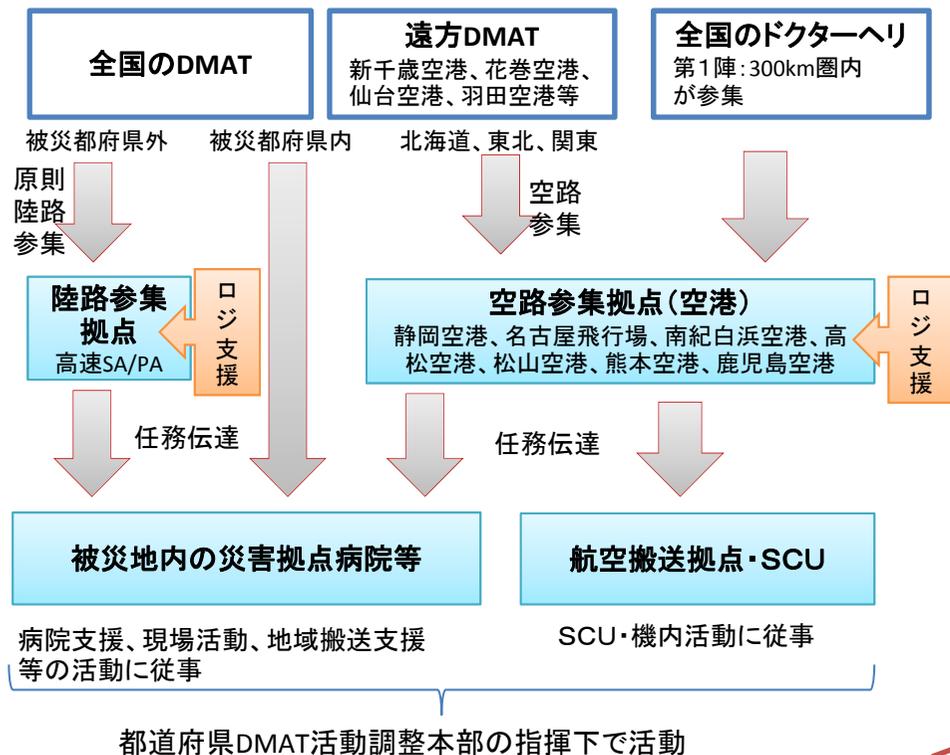
- 被害想定、情報収集を踏まえ、地域ごとの被害規模に応じて派遣先・規模を調整
- 広域進出拠点(一次的な進出目標)、進出拠点(重点受援県への進出目標)に速やかに進出
 - ※北海道、沖縄県からは、あらかじめ想定する区間の民間フェリーにて本州に迅速に移動
- 被災地内での救助・消火活動
 - ・陸路での交通途絶を想定し、空・海からの救助活動を行えるよう、ヘリポート(空路)、港湾・砂浜(海路)をあらかじめ明確化
 - ・部隊間の円滑な調整の仕組み(各本部レベルでの活動調整会議、現場での合同調整所等)を明確化



趣旨・概要

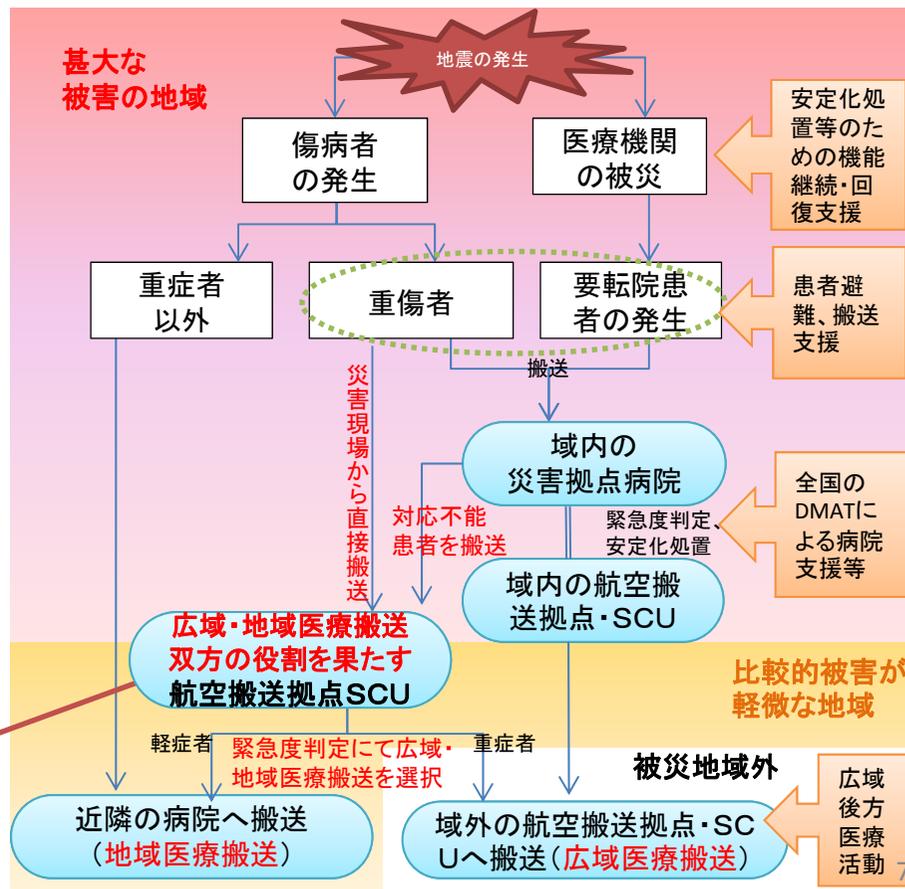
○南海トラフ地震では、建物倒壊等による**多数の負傷者**と医療機関の被災に伴う**多数の要転院患者**の発生により、医療ニーズが急激に増大し、被災地内の医療資源のみでは対応できない状況。
 ○このため、**DMA T等を全国から迅速に参集させ、被災地内において安定化処置などの最低限な対応が可能な体制の確保**を図るとともに、被災地内で対応が困難な重症患者を域外へ搬送し、治療する体制を早期に構築。

【DMATの参集に関する手順】



例: 静岡空港、名古屋飛行場、高松空港、松山空港、熊本空港、鹿児島空港

【重症患者の医療搬送等の流れ】

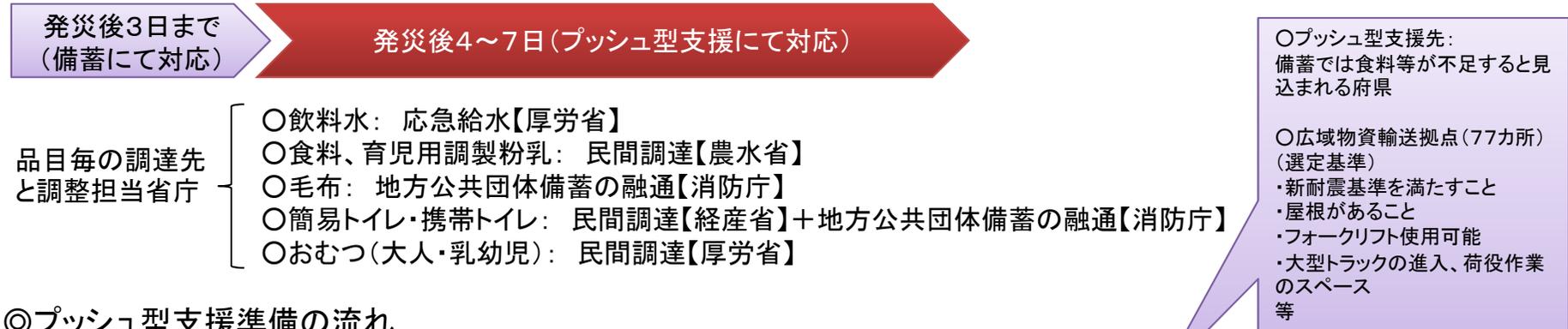


趣旨・概要

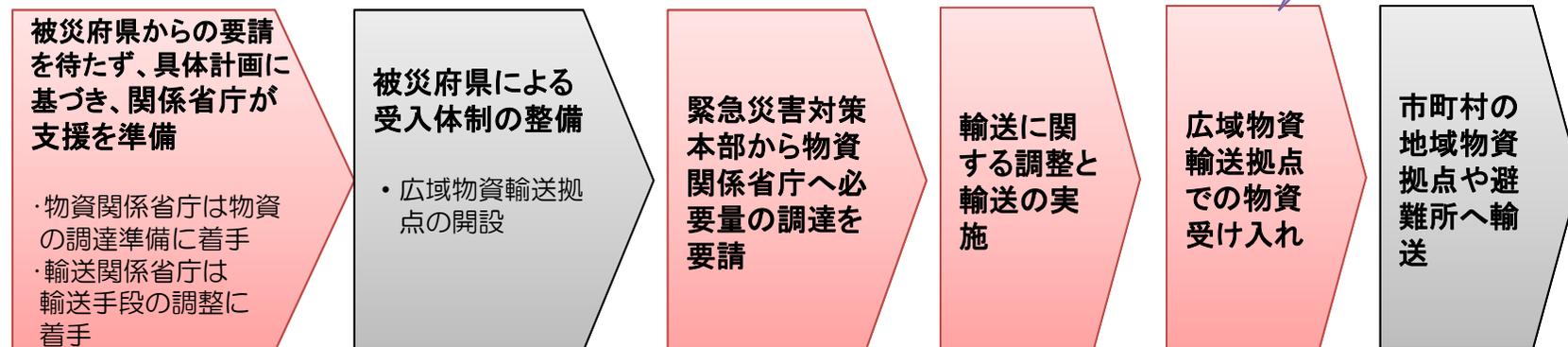
○南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難

○このため、国は、被災府県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、**プッシュ型支援で被災地に緊急輸送**。（できる限り早期にプル型（要請対応型）へ切替）

◎物資調達の考え方



◎プッシュ型支援準備の流れ

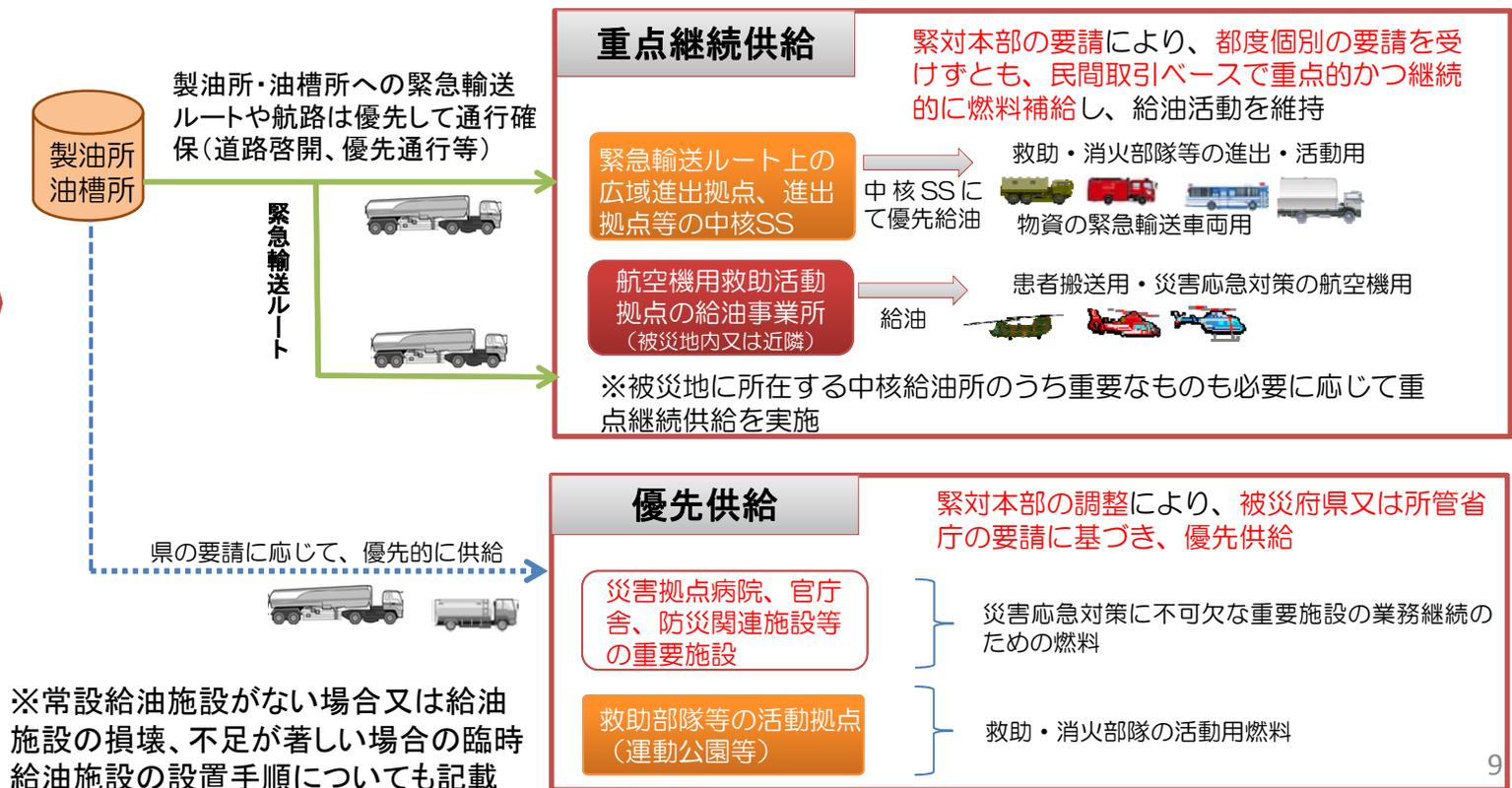


趣旨・概要

- 南海トラフ地震により、太平洋沿岸部の**多くの製油所・油槽所等が被災**する状況にあっても、災害応急対策活動に必要な燃料を確実に確保し迅速かつ円滑に供給する必要
- このため、石油業界の**系列供給網毎の系列BCPを基本**としつつ、石油備蓄法に定める『**災害時石油供給連携計画**』に基づく**系列を超えた相互協力**を行う供給体制を構築。
- 緊急輸送ルート**として計画されている**製油所・油槽所へのアクセス道路、航路の優先的な啓開等**により燃料輸送網を速やかに確保し、①進出拠点や航空機用救助活動拠点等に対する**重点継続供給**、②緊対本部の調整による重要施設、救助活動拠点等への**円滑な優先供給**を実現

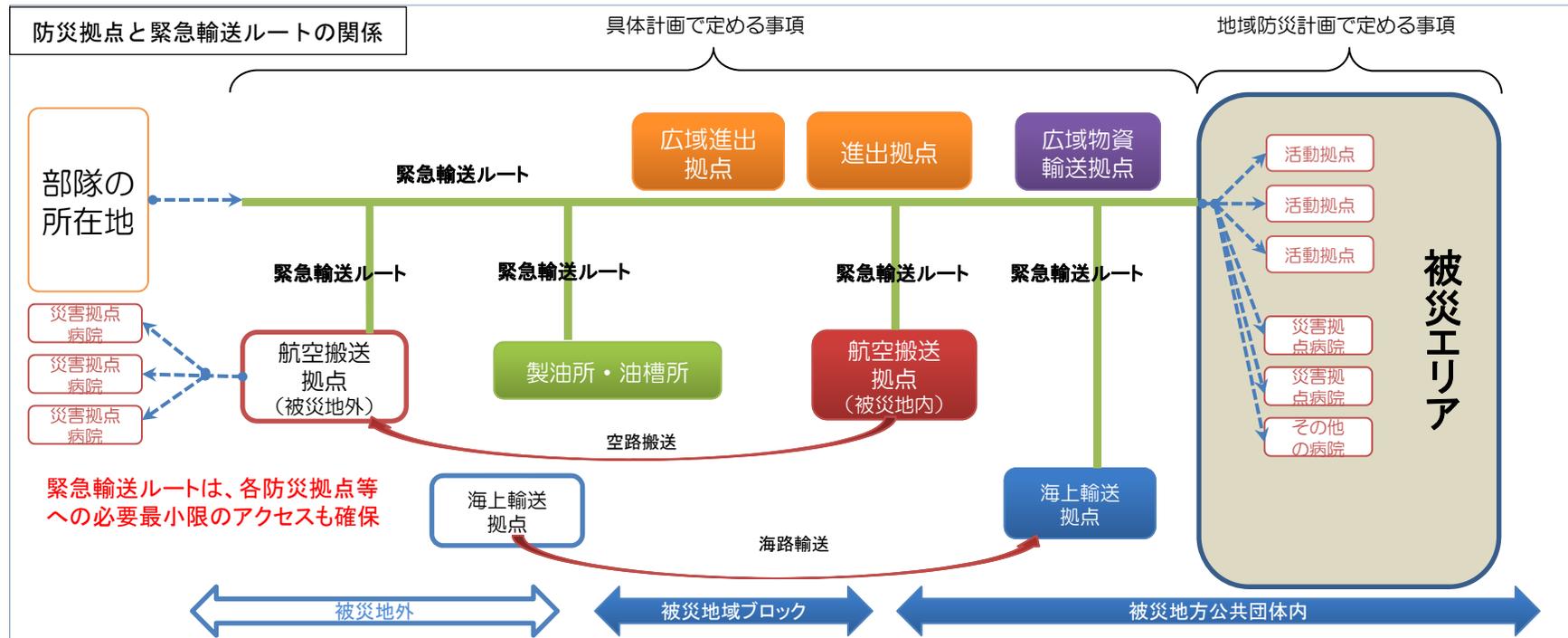
◎緊対本部設置後、速やかに経済産業大臣による災害時石油供給連携計画の実施勧告

◎石油業界の系列供給網毎の系列BCPを基本としつつ、系列を超えた燃料供給体制の構築



防災拠点の分類

- **広域進出拠点**：災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの
 - **進出拠点**：広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの
 - **救助活動拠点**：各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの
 - **広域物資輸送拠点**：国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、これを各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの
 - **航空搬送拠点**：広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの
 - **海上輸送拠点**：人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの
- 以上のうち、**救助、医療、物資の機能を全て有する拠点のうち主要なものを「大規模な広域防災拠点」として明確化**



**南海トラフ地震における
具体的な応急対策活動に関する計画
(抜粋)**

平成27年3月30日
中央防災会議幹事会

7. 警察庁、消防庁及び防衛省の部隊派遣の方針

(1) 警察庁

① 活動内容

- 警察が派遣する警察災害派遣隊は、情報収集、避難誘導、救出救助、検視、死体調査及び身元確認の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導、行方不明者の捜索、治安維持、被災者等への情報伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。

② 部隊運用

- 警察は、警察庁調整の下、重点受援県に指定された10県警察を除く37都道府県警察について、南海トラフ地震発生後、管内の被害状況を確認し、部隊派遣が可能な場合には、直ちに広域進出拠点等に向けて部隊を出動させる。
- 警察庁は、被災状況に応じて、各都道府県の警察災害派遣隊に対し、派遣先の都道府県を指示する。
- 警察災害派遣隊の派遣規模及び派遣先は以下のとおりであるが、被災状況に応じて、派遣先の決定を柔軟に行うものとする。

	部隊の所在地		規模 (人)	車両数 (台)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣方面
	管区	道県				
想定上、被害のない18道県	北海道	北海道	約790人	約200台	足柄SA (静岡県小山町) 談合坂SA (山梨県上野原市) 関SA (岐阜県関市)	中部方面
					大津SA (滋賀県大津市)	近畿 四国方面
	東北管区	青森県	約1,330人	約325台	足柄SA (静岡県小山町) 談合坂SA (山梨県上野原市) 関SA (岐阜県関市)	中部方面
		岩手県				
		宮城県				
		秋田県			大津SA (滋賀県大津市)	近畿 四国方面
		山形県				
	福島県					
	関東管区	栃木県	約1,460人	約350台	足柄SA (静岡県小山町) 談合坂SA (山梨県上野原市) 関SA (岐阜県関市)	中部方面
		群馬県				
		埼玉県			大津SA (滋賀県大津市)	近畿 四国方面
		新潟県				

	部隊の所在地		規模 (人)	車両数 (台)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣方面
	管区	道県				
想定上、被害のない18道県	中部管区	富山県	約520人	約125台	関SA(岐阜県関市)	中部方面
		石川県			賤ヶ岳SA(滋賀県長浜市)	
		福井県			賤ヶ岳SA(滋賀県長浜市)	近畿 四国方面
	中国管区	鳥取県 島根県	約340人	約75台	古賀SA(福岡県古賀市)	九州方面
					高梁SA(岡山県高梁市)	四国方面
					三木SA(兵庫県三木市)	近畿方面
	九州管区	佐賀県 長崎県	約450人	約100台	玖珠SA(大分県玖珠町)	九州方面
					えびのPA(宮崎県えびの市)	
					宮島SA(広島県廿日市市)	四国 近畿方面
	南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する19都府県	関東管区	茨城県	約11,000人	約2,750台	被災状況に応じて、被害が甚大な地域を中心に派遣 先・規模を決定
千葉県						
神奈川県						
山梨県						
長野県						
警視庁		警視庁				
中部管区		岐阜県				
近畿管区		滋賀県				
		京都府				
		大阪府				
		兵庫県				
中国管区		奈良県				
		岡山県				
		広島県				
九州管区		山口県				
		福岡県				
	熊本県					
	鹿児島県					
		沖縄県				

(2) 消防庁

① 活動内容

- ・ 緊急消防援助隊は、情報収集、消火・延焼防止、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送等を行う。

② 部隊の運用

(ア) 即時出動する緊急消防援助隊

- ・ 消防庁は、被害が想定されない地域に属する18道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県）について、即時、広域進出拠点に向けて緊急消防援助隊の出動を指示する。
- ・ これら即時出動を行う18道県の緊急消防援助隊の最大出動規模及び進出予定先は、下表のとおりであるが、被害状況に応じて、柔軟に対応するものとする。

<即時出動する緊急消防援助隊の最大出動規模、進出目標等>

部隊の所在地		最大出動規模 ^{※1}			進出目標 (広域進出拠点)	進出予定先
地域	都道府県	隊員数(人)	隊数(隊)			
北海道	北海道	約1090人	約1090人	約270隊	被害状況に応じて出動先を決定	函館港、小樽港、苫小牧港
東北地方	青森県	約370人	約2100人	約530隊	足柄SA(静岡県小山町) 内津峠PA(愛知県春日井市) 養老SA(岐阜県養老町) 吹田SA(大阪府吹田市)	静岡県
	岩手県	約330人				愛知県
	宮城県	約450人				静岡県
	秋田県	約320人				三重県
	山形県	約240人				三重県
	福島県	約390人				和歌山県
関東地方	栃木県	約370人	約1550人	約380隊	吹田SA(大阪府吹田市) 吉備SA(岡山県岡山市) 福山SA(広島県福山市)	和歌山県
	群馬県	約330人				香川県、愛媛県
	埼玉県	約850人				和歌山県
北信越地方	新潟県	約530人	約1320人	約330隊	吹田SA(大阪府吹田市) 吉備SA(岡山県岡山市)	徳島県
	富山県	約300人				高知県
	石川県	約250人				高知県
	福井県	約240人				高知県
中国地方	鳥取県	約160人	約380人	約90隊	高梁SA(岡山県高梁市) 美東SA(山口県美祿市)	高知県
	島根県	約220人				大分県
九州地方	佐賀県	約150人	約410人	約110隊	宮崎県内の各進出拠点	宮崎県
	長崎県	約260人				宮崎県
合計 ^{※2}		約6850人		約1710隊		

※1 平成27年3月時点の緊急消防援助隊の登録隊数をベースにした数値。

※2 消防組織法第45条第2項に基づき策定された「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」における平成30年度末の緊急消防援助隊の登録目標隊数(6,000隊)をベースにした場合、これらの隊数の合計は、約8,250人、約2,060隊となる。

(イ) 被害確認後に出動する緊急消防援助隊

- ・ 消防庁は、被害が想定される地域に属する都府県のうち重点受援県以外の19府県（茨城県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、東京都、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県）について、当該都道府県の被害状況を確認後、重点受援県への緊急消防援助隊の出動が可能な場合は、直ちに広域進出拠点に向けて緊急消防援助隊の出動を指示する。
- ・ これら被害確認後に出動を行う19府県の緊急消防援助隊の最大出動規模及び出動予定先は、下表のとおりであるが、被害の状況に応じて、柔軟に対応するものとする。

<被害確認後に出動する緊急消防援助隊の最大出動規模、進出目標等>

部隊の所在地		最大出動規模 ^{※1}		進出目標 (広域進出拠点)	進出予定先	
地域	都道府県	隊員数(人)	隊数(隊)			
関東地方	茨城県	約610人	約4050人	約1100隊	吹田SA(大阪府吹田市) 吉備SA(岡山県岡山市) 福山SA(広島県福山市) 高梁SA(岡山県高梁市) 被害状況に応じて出動先を決定	東海地方
	千葉県	約950人				東海地方
	東京都	約1300人				近畿地方
	神奈川県	約1010人				四国地方
	山梨県	約180人				
北信越地方	長野県	約480人	約480人	約120隊	吹田SA(大阪府吹田市) 吉備SA(岡山県岡山市) 高梁SA(岡山県高梁市)	四国地方
東海地方	岐阜県	約420人	約420人	約100隊	内津峠PA(愛知県春日井市) 養老SA(岐阜県養老町)	東海地方
近畿地方	滋賀県	約220人	約2390人	約620隊	被害状況に応じて出動先を決定	
	京都府	約370人				
	大阪府	約860人				
	兵庫県	約750人				
	奈良県	約190人				
中国地方	山口県	約280人	約1220人	約300隊	美東SA(山口県美祿市) 被害状況に応じて出動先を決定	九州地方
	岡山県	約380人				
	広島県	約560人				
九州地方	福岡県	約520人	約1160人	約300隊	大分県、宮崎県内の各進出拠点 被害状況に応じて出動先を決定	九州地方
	熊本県	約350人				九州地方
	鹿児島県	約290人				
沖縄県	沖縄県	約180人	約180人	約50隊	被害状況に応じて出動先を決定	那覇港
合計 ^{※2}		約9900人		約2590隊		

※1 平成27年3月時点の緊急消防援助隊の登録隊数をベースにした数値。

※2 消防組織法第45条第2項に基づき策定された「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」における平成30年度末の緊急消防援助隊の登録目標隊数(6,000隊)をベースにした場合、これらの隊数の合計は、約11,980人、約3,030隊となる。

③ 部隊の出動

- ・ 出動の指示を受けた各都道府県の緊急消防援助隊のうち、統合機動部隊⁵及び指揮支援部隊⁶については、指示後約1時間以内に出動し、その他の部隊は、部隊の集結後直ちに行動するものとする。

⁵ 統合機動部隊とは、災害発生後、迅速に先遣出動し、後続する部隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする隊をいう。

⁶ 指揮支援部隊とは、ヘリコプター等で被災地（都道府県庁等）に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする隊をいう。

(3) 防衛省

① 活動内容

- ・ 自衛隊の災害派遣部隊は、情報収集、人命救助・搜索救助、消防及び水防活動、応急医療及び救助、緊急輸送、生活支援等を行う。

② 北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊の運用

- ・ 防衛省は、南海トラフ地震発生後、速やかに広域進出拠点に向けて北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊を出動させる。
- ・ 北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊の派遣規模及び派遣先は以下のとおりである。

方面隊	規模 (人)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣先
北部方面隊	約16,000人	今津駐屯地（滋賀県高島市） 桂駐屯地（京都府京都市） 板妻駐屯地（静岡県御殿場市） 駒門駐屯地（静岡県御殿場市） 滝ヶ原駐屯地（静岡県御殿場市） 大津駐屯地（滋賀県大津市） 大久保駐屯地（京都府宇治市） 富士駐屯地（静岡県小山町） 八尾駐屯地（大阪府八尾市） 明野駐屯地（三重県伊勢市） 川西駐屯地（兵庫県川西市）	関東地方 中部地方 近畿地方 中国地方 四国地方
東北方面隊	約11,000人	富士駐屯地（静岡県小山町） 朝霧駐屯地（東京都練馬区） 滝ヶ原駐屯地（静岡県御殿場市） 古河駐屯地（茨城県古河市） 駒門駐屯地（静岡県御殿場市） 大宮駐屯地（埼玉県さいたま市） 立川駐屯地（東京都立川市） 北宇都宮駐屯地（栃木県宇都宮市） 宇都宮駐屯地（栃木県宇都宮市） 豊川駐屯地（愛知県豊川市） 春日井駐屯地（愛知県春日井市）	関東地方 中部地方 近畿地方 中国地方 四国地方

③ 北海道及び東北地方以外に所在する自衛隊の災害派遣部隊の運用

- ・ 北海道及び東北地方以外に所在する自衛隊の部隊の災害派遣部隊は、地震発生後、速やかに被災状況を確認するとともに、救助活動等を実施する。
- ・ 被害が確認されなかった地域に所在する災害派遣部隊は、速やかに、被害が確認された地域に向けて進出し、救助活動等を実施する。

5. 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

（1）広域医療搬送・地域医療搬送の定義

① 広域医療搬送

- ・ 国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

② 地域医療搬送

- ・ 地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

（2）患者搬送の考え方

- ① 膨大な搬送ニーズが発生することに鑑み、国、都道府県等は、相互に連携して、被災都府県の調整の下で行う地域医療搬送、国が各機関の協力の下で行う広域医療搬送を適切に組み合わせて行う。
- ② 搬送先については、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう、できるだけ近傍の地域に搬送することとし、原則、同一都府県内、同一地方圏内、隣接地方圏、全国の順に搬送先を検討する。
- ③ 搬送手段については、防災関係機関の保有する航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）、ドクターヘリ、救急車などの車両を可能な範囲内で最大限活用する。

（3）航空搬送拠点

① 被災都府県による航空搬送拠点の確保・SCUの設置

- ・ 被災都府県は、発災後、当該府県内の航空搬送拠点を速やかに確保し、SCUを設置する。（別表4-1：被災地内の航空搬送拠点候補地）

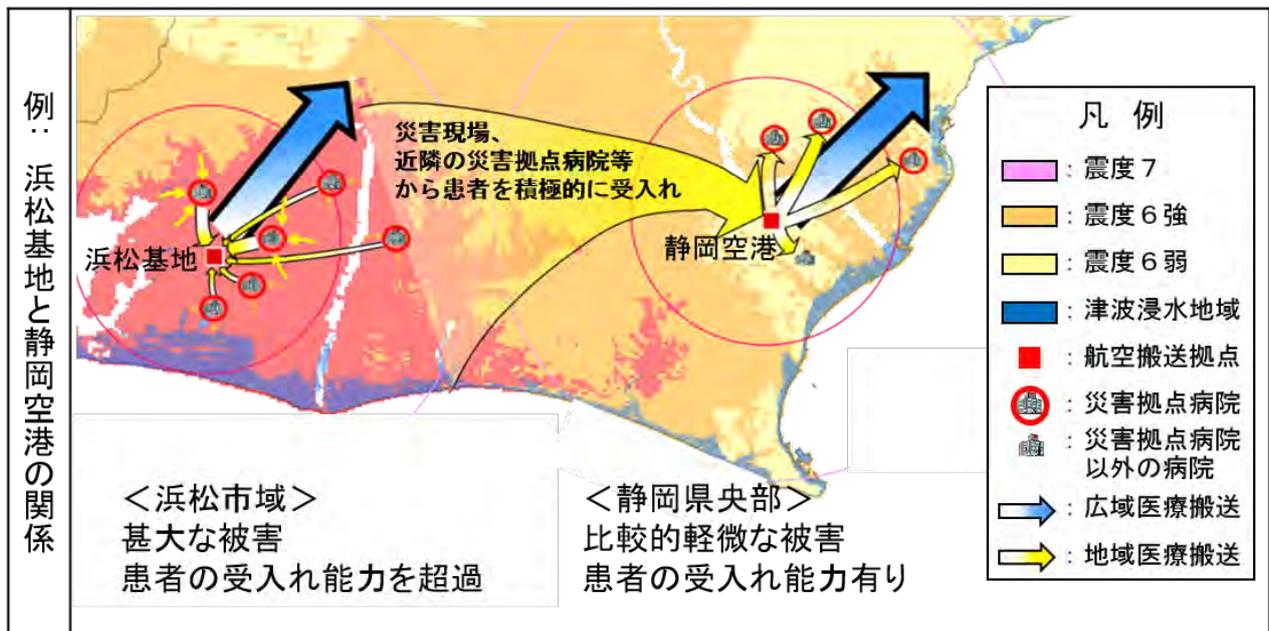
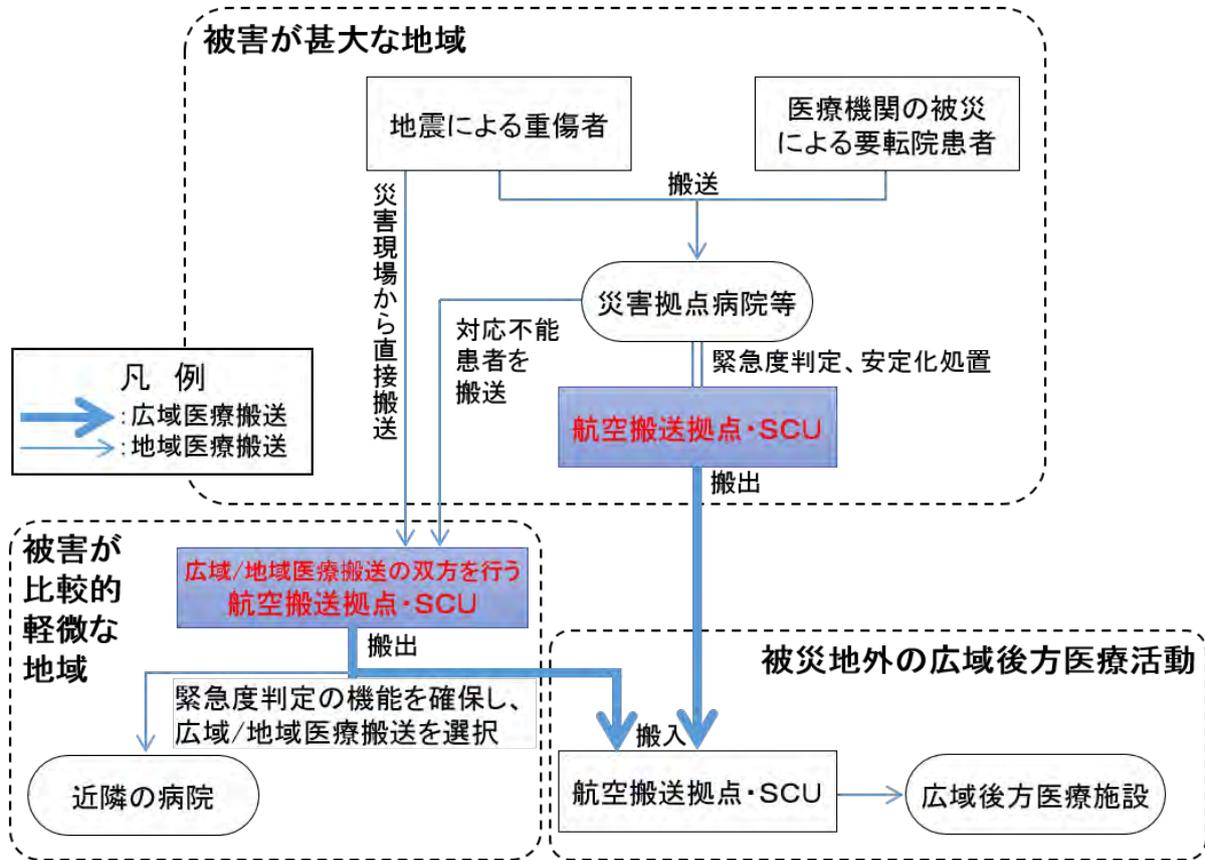
② 被災地内の航空搬送拠点・SCUの機能

- ・ 被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をSCUにて受け入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災都府県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。
- ・ このうち、被災地内でも比較的被害が軽微な地域に存在する以下に掲げるような航空搬送拠点は、発災時にも周辺の医療機関が機能している可能性が高いことから、より被害が甚大な地域の負担を軽減するため、上記の機能に加え、災害現場、近隣の災害拠点病院等から患者を積極的に受入れることを想定する。
このため、こうした航空搬送拠点・SCUには、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるよう、緊急度判定の機能を確保する。

例：静岡空港（静岡県）、名古屋飛行場（愛知県）、高松空港（香川県）、

松山空港（愛媛県）、熊本空港（熊本県）、鹿児島空港（鹿児島県）

被災地内の航空搬送拠点・SCUの機能（概念図）



3. 大規模な広域防災拠点とその役割

- (1) 南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、以下の表に掲げるような拠点は、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点である。
- (2) 設置主体となる府県は、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行っておく必要がある。

大規模な広域防災拠点

拠点名	南海トラフ地震において想定される役割
静岡空港 (静岡県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。 ・ DMATの空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したDMATの活動を後方支援するための拠点である。 ・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点であり、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な静岡県内及びその近隣地域の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。 ・ 静岡県の広域物資輸送拠点の代替拠点である。
名古屋飛行場（小牧基地） (愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。 ・ DMATの陸路・空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したDMATの活動を後方支援するための拠点である。 ・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点として、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な中部地方内の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。 ・ 航空自衛隊小牧基地との連携により、物資の受入れ、搬送が可能な拠点である。
名古屋港 (愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害が甚大な中部地方への人員、物資、燃料、資機材等を大量に受入れ、災害応急対策を総合的かつ広域的に実施するための拠点である。

<p>熊本空港 (熊本県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。 ・ D M A Tの空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したD M A Tの活動を後方支援するための拠点である。 ・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点として、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な大分県及び宮崎県の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。 ・ 空路による物資の受入れ、仕分け、搬送に係る広域的な役割を担う拠点である。
<p>大分スポーツ公園 (大分県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空からの救助活動のための大型回転翼機等が離発着でき、かつ、部隊の指揮、宿営、資機材集積等を行うことを想定する。 ・ D M A Tの陸路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したD M A Tの活動を後方支援するための拠点である。 ・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点である。 ・ 大分県の広域物資輸送拠点である。

別表 3-1 都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制

都道府県	重点受援県	被害想定			被害規模の 目安	警察部隊・消防部隊			
		①死者数 (中央値)	②自力脱出困 難者数 (中央値)	①+②		都道府県警察官 の定員	消防職員数	消防団	
北海道		0	0	0		10,528	9,050	25,842	
青森県		0	0	0		2,322	2,618	19,455	
岩手県		0	0	0		2,177	1,960	22,415	
宮城県		0	0	0		3,831	3,052	20,304	
秋田県		0	0	0		1,966	2,010	17,491	
山形県		0	0	0		1,990	1,497	25,590	
福島県		0	0	0		3,552	2,447	34,465	
茨城県		0	0	0		4,747	4,381	23,830	
栃木県		0	0	0		3,376	2,414	14,983	
群馬県		0	0	0		3,386	2,542	11,856	
埼玉県		0	0	0		11,335	8,316	14,276	
千葉県		35	300	335		11,444	7,853	26,557	
東京都		80	200	280		43,272	19,143	23,500	
神奈川県		20	255	275		15,523	9,655	17,994	
新潟県		0	0	0		4,125	3,275	38,215	
富山県		0	0	0		1,933	1,318	9,537	
石川県		0	0	0		1,951	1,517	5,317	
福井県		0	0	0		1,709	1,220	5,720	
山梨県		250	750	1,000	概ね 4 割	1,659	1,164	15,127	
長野県		10	45	55		3,436	2,483	35,370	
岐阜県		65	350	415		3,469	2,715	20,649	
静岡県	○	15,000	46,250	61,250		6,115	4,524	20,561	
愛知県	○	7,250	30,550	37,800		13,440	8,077	23,430	
三重県	○	12,000	16,850	28,850		3,033	2,478	13,900	
滋賀県		155	675	830	概ね 2 割	2,243	1,601	9,178	
京都府		280	1,150	1,430		6,493	3,382	17,941	
大阪府		2,950	8,700	11,650		21,275	9,897	10,482	
兵庫県		1,800	6,150	7,950		11,842	5,833	43,647	
奈良県		650	2,600	3,250		2,449	1,820	8,534	
和歌山県	○	26,000	15,800	41,800		2,169	1,468	11,878	
鳥取県		0	0	0		1,226	782	5,136	
島根県		0	0	0		1,495	1,153	12,409	
岡山県		300	1,360	1,660		3,470	2,387	28,725	
広島県		170	850	1,020		5,123	3,637	22,275	
山口県		70	105	175		3,105	1,940	13,365	
徳島県	○	8,950	13,250	22,200	概ね 3 割	1,535	1,046	10,975	
香川県	○	1,050	2,450	3,500		1,836	1,167	7,660	
愛媛県	○	4,000	7,700	11,700		2,436	1,820	20,543	
高知県	○	19,000	26,050	45,050		1,588	1,136	8,214	
福岡県		0	35	35	概ね 1 割	10,965	4,835	25,015	
佐賀県		0	0	0		1,694	1,082	19,367	
長崎県		5	95	100		3,042	1,727	20,201	
熊本県		10	0	10		3,067	2,254	34,576	
大分県	○	4,250	2,340	6,590		2,063	1,597	15,672	
宮崎県	○	15,500	10,800	26,300		2,008	1,161	15,008	
鹿児島県		190	120	310		3,004	2,263	15,488	
沖縄県		0	90	90		2,594	1,547	1,674	
		120,040	195,870	315,910			257,041	161,244	864,347

注) 死者数、自力脱出困難者は、「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)」(平成24年8月)の各ケースの死者数、自力脱出困難者の中央値である。

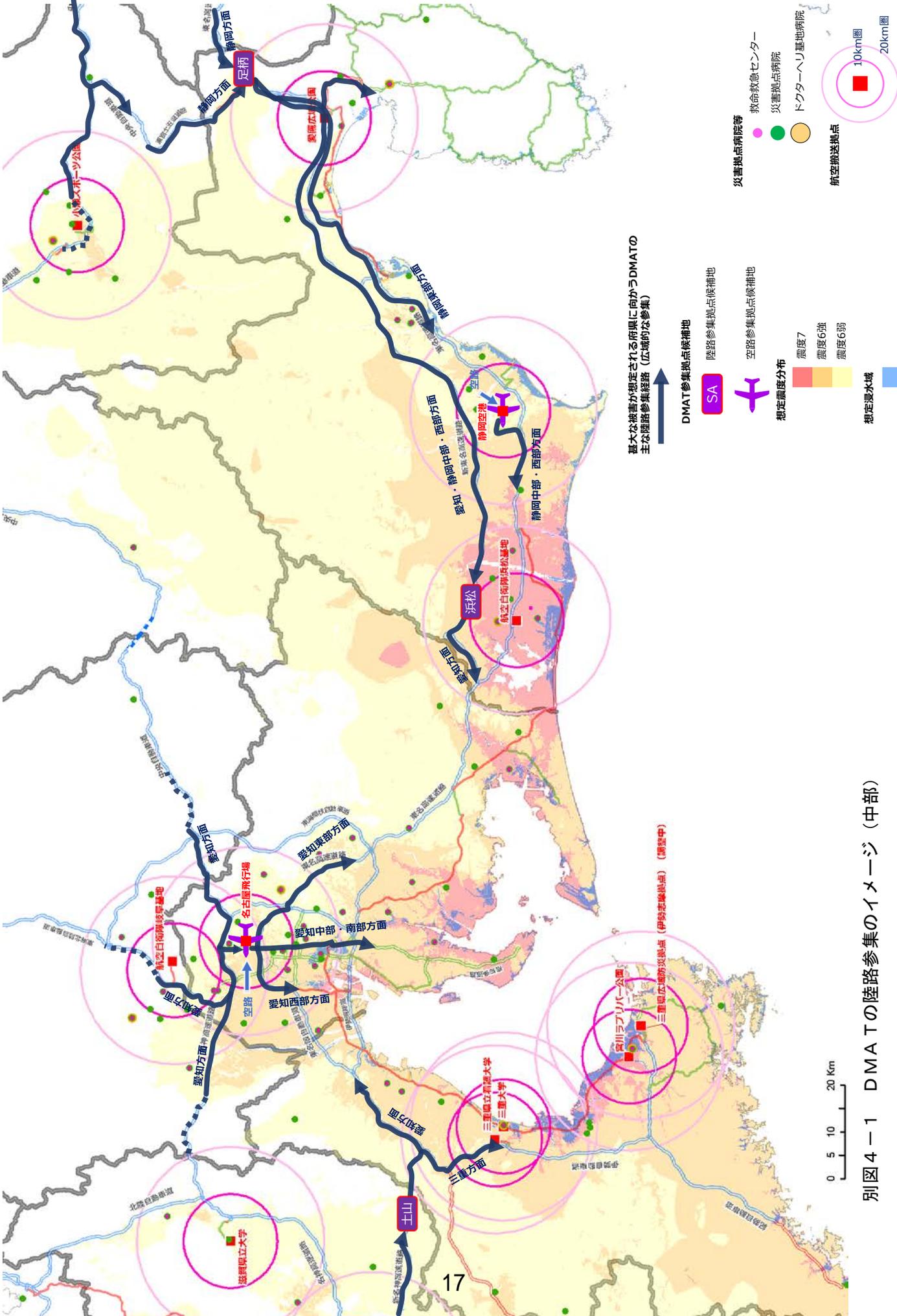
別表3-2 「広域進出拠点(◎)」、重点受援県内の「進出拠点(O)」、「DMAT陸路参集拠点(O)」(候補地)の一覧

都道府県	施設名称	所在地	アクセス	警察庁	消防庁	防衛省	中核給油所	(参考)DMAT参集
茨城県	古河駐屯地	茨城県古河市	国道354号			◎		
栃木県	北宇都宮駐屯地	栃木県宇都宮市	国道4号、国道121号			◎		
栃木県	宇都宮駐屯地	栃木県宇都宮市	国道4号			◎		
埼玉県	大宮駐屯地	埼玉県さいたま市	国道17号			◎		
東京都	朝霞駐屯地	東京都練馬区	国道254号			◎		
東京都	立川駐屯地	東京都立川市	東京都道153号			◎		
山梨県	談合坂SA 《上り線》	山梨県上野原市	中央自動車道	◎			●	
山梨県	談合坂SA 《下り線》	山梨県上野原市	中央自動車道	◎			●	
岐阜県	関SA 《上り線》	岐阜県関市	東海北陸自動車道	◎			●	
岐阜県	養老SA 《上り線》	岐阜県養老町	名神高速道路		◎		●	
静岡県	山中城址駐車場	静岡県三島市	国道1号	○				
静岡県	足柄SA 《下り線》	静岡県小山町	東名高速道路	◎	◎		●	○
静岡県	東山湖フィッシングエリア駐車場	静岡県御殿場市	国道138号	○				
静岡県	駒門駐屯地	静岡県御殿場市	国道246号			◎		
静岡県	板妻駐屯地	静岡県御殿場市	静岡県道155号			◎		
静岡県	滝ヶ原駐屯地	静岡県御殿場市	静岡県道23号			◎		
静岡県	富士駐屯地	静岡県小山町	国道138号			◎		
静岡県	道の駅朝霧高原道の駅	静岡県富士宮市	国道139号	○				
静岡県	朝霧高原グリーンパーク	静岡県富士宮市	国道139号	○				
静岡県	清水穴原スポーツ広場	静岡県静岡市	国道52号	○				
静岡県	浜松SA 《上り線》	静岡県浜松市	新東名高速道路	○	○		●	
静岡県	浜松SA 《下り線》	静岡県浜松市	新東名高速道路	○			●	○
静岡県	浜名湖SA 《上り線》	静岡県浜松市	東名高速道路	○			●	
静岡県	浜名湖SA 《下り線》	静岡県浜松市	東名高速道路	○	○		●	
静岡県	弁天島海浜公園	静岡県浜松市	国道1号	○				
静岡県	湖西運動公園	静岡県湖西市	国道301号	○				
愛知県	県営新城総合公園	愛知県新城市	国道257号		○			
愛知県	新城PA 《下り線》	愛知県新城市	東名高速道路	○	○			
愛知県	豊橋公園	愛知県豊橋市	国道1号		○			
愛知県	豊川駐屯地	愛知県豊川市	愛知県道5号			◎		
愛知県	内津峠PA 《上り線》	愛知県春日井市	中央自動車道	○				
愛知県	内津峠PA 《上り線》	愛知県春日井市	中央自動車道	○				
愛知県	愛知県警察学校	愛知県春日井市	愛知県道508号	○				

都道府県	施設名称	所在地	アクセス	警察庁	消防庁	防衛省	中核給油所	(参考) DMAT 参集
愛知県	春日井駐屯地	愛知県春日井市	愛知県道199号			◎		
愛知県	中部管区警察学校	愛知県小牧市	愛知県道199号	○				
愛知県	J A愛知北犬山事業所	愛知県犬山市	国道41号		○			
愛知県	小牧市市民会館駐車場	愛知県小牧市	国道155号		○			
愛知県	尾張一宮PA 《上り線》	愛知県一宮市	名神高速道路	○	○			
愛知県	尾張一宮PA 《下り線》	愛知県一宮市	名神高速道路	○				
愛知県	愛知県一宮総合運動場	愛知県一宮市	国道155号		○			
愛知県	学戸公園	愛知県蟹江町	愛知県道65号		○			
三重県	明野駐屯地	三重県伊勢市	国道23号			◎		
三重県	大山田PA 《上り線》	三重県桑名市	東名阪自動車道		○			
三重県	大山田PA 《下り線》	三重県桑名市	東名阪自動車道		○			
三重県	桑名市総合運動公園	三重県桑名市	三重県道142号		○			
三重県	垂坂ソフトボール場	三重県四日市市	三重県道64号		○			
三重県	御在所SA 《上り線》	三重県四日市市	東名阪自動車道	○			●	
三重県	御在所SA 《下り線》	三重県四日市市	東名阪自動車道	○			●	
三重県	藤原文化センター	三重県いなべ市	国道306号・365号		○			
三重県	安濃SA 《上り線》	三重県津市	伊勢自動車道	○			●	
三重県	安濃SA 《下り線》	三重県津市	伊勢自動車道	○			●	
三重県	西野公園	三重県亀山市	国道1号		○			
三重県	亀山PA 《上り線》	三重県亀山市	東名阪自動車道	○				
三重県	亀山PA 《下り線》	三重県亀山市	東名阪自動車道	○	○			
三重県	名阪上野ドライブイン	三重県伊賀市	国道25号(名阪国道)		○			
三重県	山崎運動公園	三重県熊野市	三重県道141号		○			
滋賀県	土山SA 《上り線》	滋賀県甲賀市	新名神高速道路		◎		●	○
滋賀県	賤ヶ岳SA 《上り線》	滋賀県長浜市	北陸自動車道	◎			●	
滋賀県	賤ヶ岳SA 《下り線》	滋賀県長浜市	北陸自動車道	◎			●	
滋賀県	今津駐屯地	滋賀県高島市	国道161号			◎		
滋賀県	草津PA 《上り線》	滋賀県大津市	名神高速道路		◎		●	
滋賀県	草津PA 《下り線》	滋賀県大津市	名神高速道路		◎		●	
滋賀県	大津SA 《上り線》	滋賀県大津市	名神高速道路	◎				
滋賀県	大津SA 《下り線》	滋賀県大津市	名神高速道路	◎				
滋賀県	大津駐屯地	滋賀県大津市	国道161号			◎		
京都府	大久保駐屯地	京都府宇治市	国道24号			◎		
京都府	桂駐屯地	京都府京都市	京都府道201号			◎		
大阪府	八尾駐屯地	大阪府八尾市	国道170号			◎		

別表5-1 広域物資輸送拠点

整理番号	都道府県 県名	施設名称	所在地 住所	敷地面積 (㎡)	上屋 有無	駐車(特種) スペース 面積(㎡)	物量配分率 (1日当たりの 最大値)	ファンクション型支援における供給の有無				備考
								食料	毛布	育児用 調製粉乳	おむつ (乳児・小児)	
1	神奈川県	県総合防災センター	厚木市下津古久280	66,283	有	1,983	35,296	○	○	○	○	
2	山梨県	アイマツ山梨	甲府市大津町2192-8	25,760	有	4,860	42,981	○	○	○	○	
3	長野県	やまびこドーム	松本市空港東0306-4	7,370	有	7,370	13,191	○	○	○	○	今後速やかにフォークリフトを調達できる体制を整える。
4	岐阜県	若里多目的スポーツアリーナ(ビックハット)	長野市若里3-22-2	25,240	有	12,050	4,000	○	○	○	○	今後速やかにフォークリフトを調達できる体制を整える。
5	岐阜県	緊急物資輸送センター	美濃加茂市太田町777	3,806	有	1,210	2,000	○	○	○	○	
6		姫の栄公園スポーツ広場、駐車場	熱海市伊豆山字姫の沢1164	2,000	無	1,000	1,891	○	○	○	○	
7		県立愛鷹広域公園	沼津市足高202	194,000	有	840	5,667	○	○	○	○	
8		富士市産業交流展示場	富士市神島189-8	39,859	有	3,840	1,000	○	○	○	○	
9	静岡県	県立草薙総合運動場	静岡市駿河区栗原19-1	238,000	有	2,500	4,300	○	○	○	○	
10		大井川農業協同組合 農産物集出荷場	藤枝市緑の丘2-1	8,828	有	8,453	2,110	○	○	○	○	
11		県立小笠山総合運動公園	袋井市愛野2300-1	2,697,000	有	3,500	125,000	○	○	○	○	
12		浜松市総合産業展示場	浜松市東区流通元町20-2	18,536	有	1,920	4,000	○	○	○	○	
13	代	静岡空港	牧之原市坂口	8,825	有	1,825	7,000	○	○	○	○	
14		愛・地球博記念公園	長久手市茨ヶ廻間	1,497,135	有	2,000	57,150	○	○	○	○	
15		豊橋市総合体育館	豊橋市神野新田町字ノノ割1番地の3	32,000	有	4,628	26,000	○	○	○	○	フォークリフトは屋内での利用可能なものを調達予定
16		岡崎中央総合公園	岡崎市高陵寺字峠1	70,000	無	—	2,859	○	○	○	○	
17		中小企業振興会館	名古屋市中区吹上2-6-3	5,327	無	—	7,400	○	○	○	○	
18	愛知県	愛知県一宮総合運動場	一宮市千秋町佐野字向農756	166,000	無	—	13,500	○	○	○	○	
19	代	愛知県体育館	名古屋市中区二の丸1番1号	37,707	有	2,468	8,000	○	○	○	○	
20	代	名古屋港(名古屋国際展示場)	名古屋港区金城ふ頭2-2	33,946	無	—	10,000	○	○	○	○	
21	代	名古屋港(金城ふ頭5、6、12号上屋)	名古屋港区金城ふ頭3-1	18,000	有	18,000	0	○	○	○	○	
22	代	大高緑地	名古屋緑区大高町、鳴海町一帯	1,006,004	無	—	40,485	○	○	○	○	
23		三重県広域防災拠点(伊勢志摩拠点)	伊勢市朝熊町字東各3477-15	35,732	有	1,184	15,233	○	○	○	○	
24		三重県菅サンプリーナ	伊勢市朝熊町字鶴谷4383-4	58,573	有	5,235	20,241	○	○	○	○	伊勢志摩拠点と一体的利用
25		三重県広域防災拠点(伊賀拠点)	伊賀市芥木1856	32,282	有	959	12,333	○	○	○	○	
26	三重県	三重県広域防災拠点(中勢拠点)	鈴鹿市石薬師町452	5,658	有	1,398	0	○	○	○	○	
27		三重県消防学校屋内訓練場	鈴鹿市石薬師町452	46,455	有	1,543	9,000	○	○	○	○	中勢拠点と一体的利用
28		三重県広域防災拠点(津紀州(紀南)拠点)	熊野市大生屋町1330-2	12,280	有	495	1,525	○	○	○	○	
29		三重県広域防災拠点(東紀州(紀北)拠点)	尾鷲市若ヶ丘28-61	20,086	有	136	2,280	○	○	○	○	
30		大津地域拠点	大津市中庄2-1-73	4,897	有	750	675	○	○	○	○	左記は滋賀県内30か所の拠点から、各地域ごとの代表拠点を記載している。
31		南部地域拠点	守山市吉身町5-6-7	33,682	有	1,650	450	○	○	○	○	
32	滋賀県	甲斐地域拠点	湖南市小砂町4-3	34,584	有	330	135	○	○	○	○	
33		東近江地域拠点	東近江市五郷荘川並町1100	4,000	有	600	450	○	○	○	○	
34		湖東地域拠点	犬上郡多賀町中川原453-3	2,600	有	600	225	○	○	○	○	



別図4-1 DMATの陸路参集のイメージ (中部)

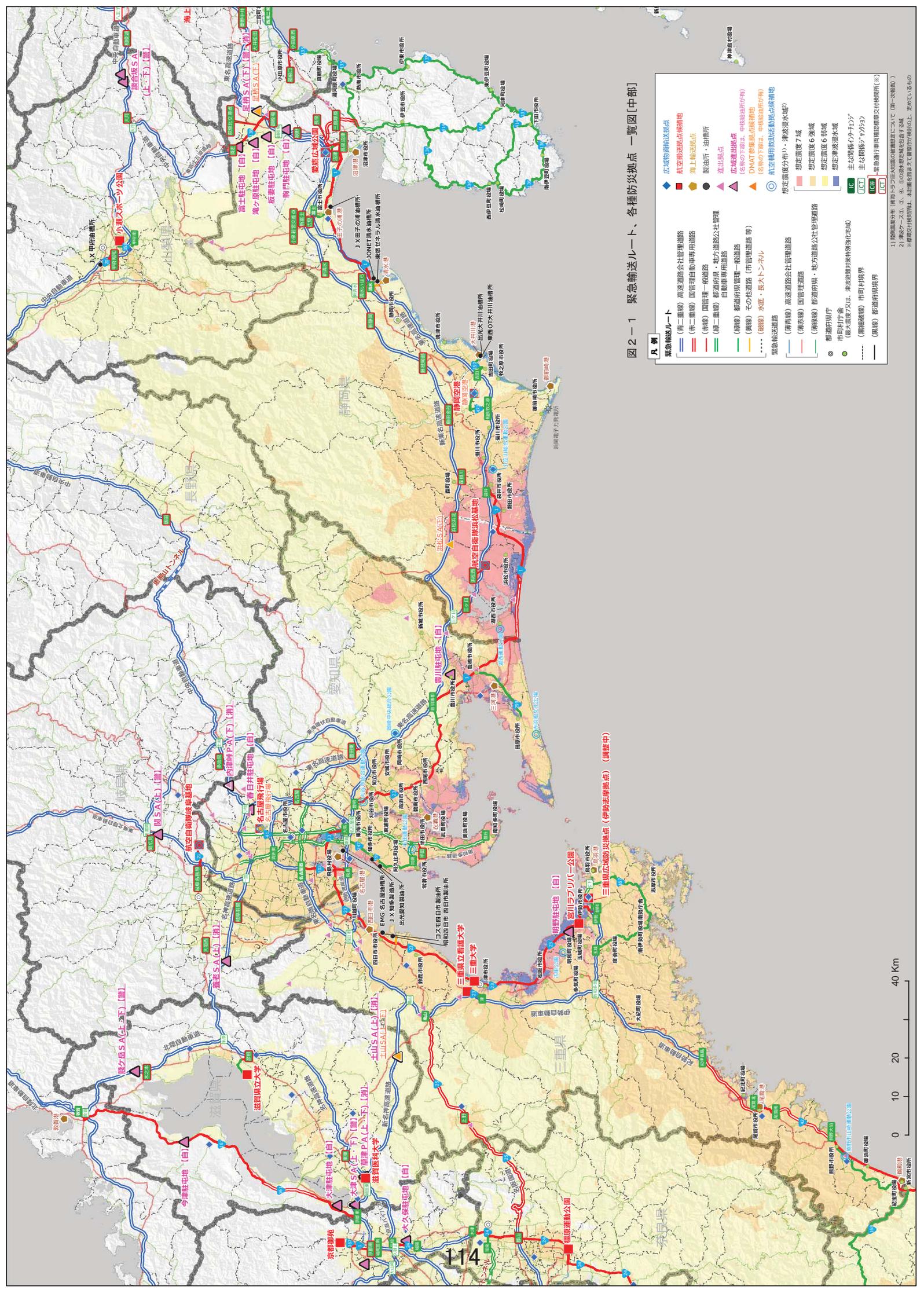


図2-1-1 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図[中部]

- 凡例**
- 緊急輸送ルート**
- 青二重線 高速道路会社管理道路
 - 赤二重線 国管理自動車専用道路
 - 赤線 国管理一般道路
 - 緑二重線 都道府県・地方道路会社管理自動車専用道路
 - 緑線 都道府県管理一般道路
 - 黄線 その他道路(市管理道路等)
 - 点線(破線) 水底・長大トンネル
- 緊急輸送施設**
- 青線 高速道路会社管理道路
 - 赤線 国管理道路
 - 緑線 都道府県・地方道路会社管理道路
 - 黄線 都道府県庁舎
 - 赤点線 市町村庁舎
 - 黒点線 市町村境界
 - 黒線 都道府県境界
- 広域物資輸送拠点**
- 赤四角形 航空輸送拠点候補地
 - 黒四角形 海上輸送拠点
 - 黒五角形 駅・油所・油槽所
 - 黒六角形 進出拠点
 - 黒七角形 広域進出拠点
 - 黒八角形 DIMAT 対象拠点候補地(各々の下線は、中核地所が有)
 - 黒九角形 航空機用救助活動拠点候補地
- 想定震度分布(津波浸水域)**
- 赤 想定震度7域
 - 黄 想定震度6強域
 - 緑 想定震度6弱域
 - 青 想定津波浸水域
- 緊急輸送ルート(調整中)**
- 赤点線 主要幹線(少トンナリ)
 - 黒点線 主要幹線(トンナリ)
 - 黒線 緊急輸送ルート(調整中)

1) 想定震度分布(南東トナリ巨大地震の震源域について(第二次震度))
 2) 津波ケースA、B、C、Dの浸水想定域を含む
 ※ 緊急輸送ルート(調整中)は、本計画を前提として暫定的なものであり、変更しているもの

政府現地対策本部の活動概要

内閣府防災担当

政府現地対策本部の基本的な役割と業務実施

○非常災害現地対策本部とは・・・

- ・災害対策基本法に基づき、**内閣府に臨時に設置**される非常災害対策本部(本部長:防災担当大臣)の事務の一部を行う組織
- ・非常災害対策本部(現地対策本部も含む。)の職員は、**内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関の職員**のうちから、総理大臣が**任命**。

○現地対策本部の基本的な役割

- ・現地における被災情報の収集・とりまとめや、地方公共団体の状況や要請を、東京の非常災害対策本部に繋ぐなど、**災害応急対策に係る連絡調整**を迅速かつ的確に実施
- ・被災地方公共団体が行う災害応急対策が軌道に乗るまでの間、所管区域における被災者のニーズを踏まえ、**災害対策基本法による調整・指示等の権限**に基づき、救助・救急及び消火活動、医療活動、人員及び物資の緊急輸送及び供給、避難者の収容並びに航空安全確保等の**災害応急対策**を被災地方公共団体と一体となつて的確かつ迅速に行う。

具体的には、

○国と地方公共団体のトップ間で課題設定、統一方針の下で対応。政府のワンストップ窓口として機能。

- ・政府現地対策本部と地方公共団体の災害対策本部との「**合同会議**」
- ・現地対策本部長、知事、市長による**トップ会談**により、課題設定と統一方針決定し、合同会議において実施指示、国と地方公共団体の担当部局が対応するという、マネジメントサイクルを定例化
- ・災害応急対策の責任者たる**首長の判断をサポート**するとともに、**政府のワンストップ窓口**として機能
- ・連日、東京の**非常災害対策本部とTV会議**により現地の状況を報告、情報共有、方針確認

平成26年豪雪における政府現地対策本部(2/18~25)等の体制



国県合同会議



現地対策本部会議



非常災害対策本部会議とのTV会議



早川町長との会談



現地対策本部長による現地調査(早川町)



甲府市長との会談



山梨大雪に係る政府現地対策本部(2/18~25)の時系列活動状況

	現地での課題	現地対策本部等の主な対応
2/17	<ul style="list-style-type: none"> 中央自動車道、国道20号等主要幹線道路の通行止め、JR中央線の運休継続による県内全体の孤立(→23時に中央道通行止め解除) 滞留車両の滞留者の避難所等への収容 物資、燃料不足の懸念 孤立集落での停電の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 政府調査団(団長:亀岡政務官)派遣、知事との意見交換、要望聴取(調査団帰還後も、内閣府企画官が連絡要員として県庁に常駐) 滞留車両早期解消のための手順について県と協議 駅滞留者の帰還のためのバス確保についての調整 アクセス可能なGSのリストアップ、非対本部への報告、燃料供給の調整
2/18	<ul style="list-style-type: none"> 早川町等、孤立集落における停電が継続 孤立集落への食料、物資、医療のニーズが徐々に明らかに 19日以降の天候不順の懸念 	<ul style="list-style-type: none"> 現地対策本部の設置決定(10:30決定、15:00設置) 亀岡政務官より、早川町への除雪支援、物資供給の必要性を自衛隊に伝達(→自衛隊300名体制へ強化、孤立集落へのヘリによる物資供給開始) 災害救助法の早期適用と孤立集落への早めの物資空輸について県へ助言 早川町の早期停電解消について東京電力に要請
2/19	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路の除雪進展の一方、市町村道の除雪の遅れ 孤立集落の要支援者等対応、物資供給 	<ul style="list-style-type: none"> 亀岡現地対策本部長と市町村長とのホットライン開設、現地状況調査 孤立状態の解消のため、できる限り、自衛隊、消防防災ヘリ等にて孤立者のヘリでのピックアップする方針を決定
2/20以降	<ul style="list-style-type: none"> 雪崩による二次災害の懸念 県内での全般的な燃料不足 大学受験、資格試験が出来なかった生徒等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 国の調整により、雪崩の専門家(土木研究所)を確保し、ヘリ及び現場調査を実施し、現状や雪崩の危険を避ける行動等を広く広報 北陸地方整備局TEC-FORCEによる除雪支援強化 JR貨物運行に併せて、石油列車の臨時運行を調整 自衛隊等による孤立集落への物資供給、安否確認活動の促進 再試験につき文科省から各機関へ要請

広島土砂災害に係る政府現地対策本部(8/22~9/9)の活動概要

平成26年(2014年)8月豪雨
非常災害対策本部(内閣府(東京)に設置)
本部長: 古屋防災担当大臣

本部長: 山谷防災担当大臣
構成: 内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、消防庁、厚労省、農水省、文科省、
国交省、国土地理院、気象庁、海保庁、経産省、エネ庁、中小企業庁、財務
省、金融庁、消費者庁、防衛省、法務省、環境省、規制庁

平成26年(2014年)8月豪雨
非常災害**現地**対策本部
本部長: 西村副大臣、亀岡・松本文明大臣政務官

所管区域: 広島県
内閣府(10名)ほか、警察庁、消防庁、文科省、厚労省、農水省、林野庁、経産省、国交
省、気象庁、国土地理院、環境省、防衛省(最大47名体制) 県庁内及び市役所
内に設置)



副大臣(現地本部長)、知事、市長の定例会議
での情報共有、課題設定、方針決定(朝)



国県市の合同本部会議(定例)における
担当部局に対する実施指示(9:30)



副大臣、知事共同の定例記者ぶら下がり会
見(合同会議後)にて政府の対応を積極広報



対応すべき課題の共有、各省庁へ
の対応策の検討指示



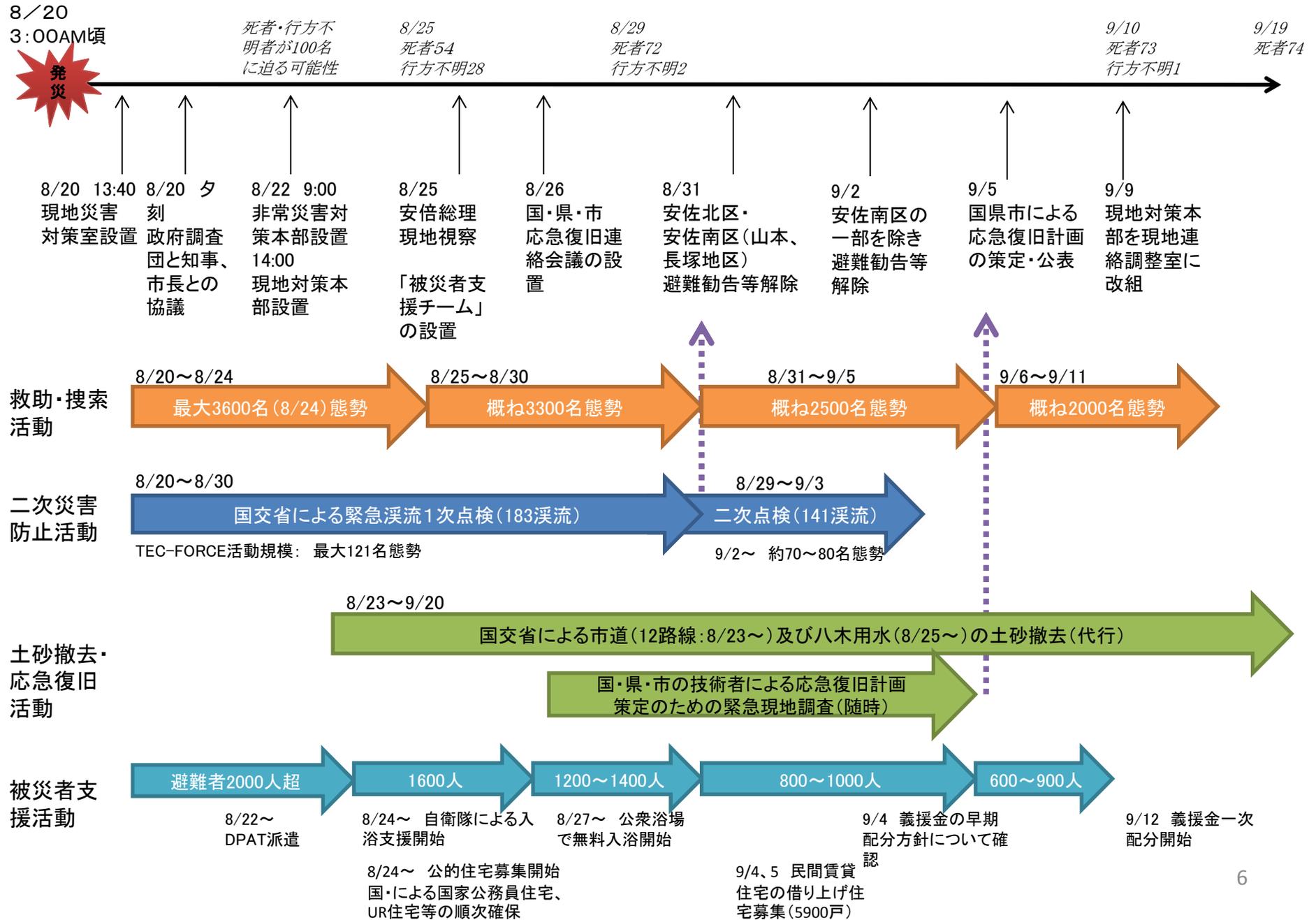
東京の非常災害対策本部との
TV会議にて情報共有、方針確認(夕刻)



現地対策本部長等による被災現場調査、対応すべき課題の抽出(PM)



広島土砂災害に係る政府現地対策本部(8/22~9/9)の時系列活動状況



広島土砂災害に係る国・県・市三者による課題設定と統一方針

(1) 救助・捜索の円滑化

- ① 市消防、警察により異なっていた行方不明者の突合・情報共有や安否要確認者の氏名公表を通じた行方不明者の特定・捜索範囲の絞り込み
- ② 実動省庁による救助・捜索活動と、国交省の砂防TEC－FORCEとの連携強化、隊員の安全確保対策の実施

(2) 被災者支援、二次災害防止

- ① 被災者支援チーム設置による避難所の生活環境整備(段ボールベッド、冷房設置等)
- ② 被災者の住まいの確保のため、県市管理の公営住宅に加え、国家公務員住宅、雇用促進住宅、UR賃貸住宅等の確保、災害救助法による民間借り上げ住宅(みなし仮設)の確保の助言
- ③ 避難勧告等の早期解除に向けた方針の検討(国交省の溪流危険度調査等に基づく解除エリアや避難勧告等の判断基準、避難経路の確保等)、気象庁による局地気象情報提供
- ④ 被害認定の確定前の義援金等の一次配分方針の決定、これによる被災者からの罹災証明書の申請加速化

(3) 生活インフラの復旧加速化

- ① 被災者の生活再建のために重要な市管理道路、河川等についての国土交通省による土砂撤去の代行の方針決定
- ② 国県市による「応急復旧連絡会議」の立ち上げ(8/26)、国県市の技術者による緊急現地調査、応急復旧計画(進捗状況とロードマップ)の策定(9/5)による今後の生活再建の見通しの見える化

御嶽山噴火に係る現地対策本部(9/28～10/17)の体制と活動概要

平成26年(2014年)御嶽山噴火 非常災害対策本部 (内閣府(東京)に設置)

本部長: 山谷防災担当大臣

構成: 内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、消防庁、厚労省、農水省、文科省、国交省、国土地理院、気象庁、海保庁、経産省、エネ庁、中小企業庁、財務省、金融庁、消費者庁、防衛省、法務省、環境省、規制庁

平成26年(2014年)御嶽山噴火 非常災害**現地**対策本部 (長野県庁に設置)

本部長: 松本洋平政務官

構成: 内閣府、警察庁、消防庁、農水省、林野庁、国交省、国土地理院、気象庁、防衛省(25名)

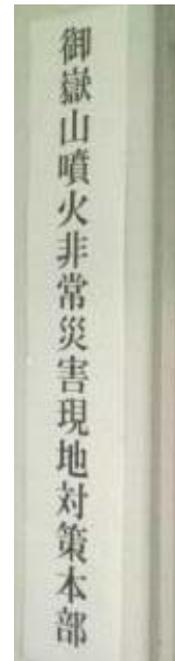
- ◎国、県のトップレベルでの情報共有、調整
 - ・ 国・県合同会議とトップ会談
- ◎情報集約、提供
 - ・ 各省庁、岐阜県リエゾンによる情報収集
 - ・ 被災者情報の収集・集約
- ◎各省庁の速やかな対応
 - ・ 非常災害対策本部とのTV会議
- ◎分野ごとの活動支援
 - 被災者(行方不明者)の特定作業
 - 救助・捜索
 - ・ 救助部隊の活動支援
 - ・ 活動基準策定(降雨、火山ガス)
 - ・ 火山活動監視(火山専門家との連絡)
 - 二次災害防止
 - ・ 居住地域への二次被害防止(台風、土石流)



現地本部の様子



国・県の合同会議



御嶽山噴火に係る政府現地対策本部(9/28～10/17)の時系列活動状況

	搜索救助活動 (終日活動○ 一部活動△ ほぼ活動不可▲ 活動不可×)		行方不明者数	搜索救助活動の概要	活動規模
9月27日		11:52御嶽山噴火 12:36レベル3(入山規制)に引上げ		第一期 山小屋、登山道等を中心とした 目視による搜索救助	●総勢: 900～1500名 ●入山: 320～430名
9月28日	○	へりで生存者26名救助 心肺停止者4名搬送			
9月29日	△ 火山ガス増	心肺停止者8名搬送(合計12名)			
9月30日	▲ 火山活動増				
10月1日	○	心肺停止者35名搬送(合計47名) ★自衛隊大型ヘリ導入			
10月2日	▲ 降雨				
10月3日	× 降雨	★行方不明者数(16名)の公表	16		
10月4日	○	心肺停止者4名搬送(合計51名)			
10月5日、6日	×降雨、台風18号		12		
10月7日	○	心肺停止者3名搬送(合計54名)	12		
10月8日	○	心肺停止者1名搬送(合計55名)	9		
10月9日	×降雨予報		8		
10月10日	○		8		
10月11日	○	心肺停止者1名搬送(合計56名)	8		
10月12日	○		7		
10月13日、14日	× 台風19号		7		
10月15日	△ 降雨予報		7	第三期 これまで搜索したエリアの徹底的再搜索	●総勢:1890名 ●入山:940名
10月16日	○曇	降雪により知事が活動中断を判断	6※		

御嶽山噴火に係る国・県・実動部隊による課題設定と統一方針

(1) 行方不明者の特定

- ① 観光登山客が被災し、被災者の特定が難航した状況において、長野警察、木曾広域消防、役場のほか、岐阜県消防、警察等に及んだ安否確認の問い合わせを現地対策本部が調整役となって集約、整理
- ② 特定された被災者について、目撃情報、同伴者からの聞き取り状況も加味して搜索救助範囲の絞り込みに生かし、救助・搜索活動の加速化
- ③ 被災者(行方不明者)のご家族への的確な情報提供、十分なケアの方針

(2) 火山活動及び降雨による二次災害防止

- ① 火山性ガス、降雨時の活動中止・再開基準を策定し、毎朝、調整会議にて活動の是非を判断
 - ・平成14年の三宅島噴火の際の火山性ガスの基準を参考に、硫化水素:10ppm、二酸化硫黄:2ppm以上検出で中止
 - ・降雨時には火山灰の泥流化、火山灰の崩壊、火山灰の泥濘化により避難行動が困難になるという危険性を踏まえ、降雨時、降雨予報時の救助活動の中止、降雨停止後3時間経過し、7時間先まで降雨予報がない場合、ヘリによる偵察後再開
- ② 気象庁による実動部隊への気象情報、火山監視情報の提供(火山専門家との連絡)
- ③ 台風、土石流による居住地域への二次被害防止対策(ワイヤーセンサ、避難勧告暫定基準、監視等)

(3) 各機関の活動の連携強化、結節点としての役割

- ① 各機関のニーズに応じた国土地理院からの地図の提供、岐阜県と長野県との連絡調整など、関係機関の連携を強化し、情報の結節点として機能。
- ② 警察、消防、自衛隊の部隊の指揮・活動調整のための支援(王滝村役場で指揮調整を行う方針の決定、自衛隊大型ヘリによる3部隊の救助隊員の輸送等)
- ③ 降雪を受けた長野県知事による搜索救助活動の中断(10/16)に係る判断支援